

消費税の引上げに伴う地方消費税交付金(引上げ分)の財源充当について

(平成31年度予算)

引上げ分に係る地方消費税交付金は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、以下の経費へ充当します。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 93,150 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	町債	その他	社会保障 財源分の 市町村 交付金	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	404,299	262,751	5,700		9,737	126,111
	高齢者福祉事業	55,096		600	9,286	3,240	41,970
	児童福祉事業	180,153	82,016	10,100	21,545	4,766	61,726
	母子福祉事業	2,037		1,800		17	220
	小計	641,585	344,767	18,200	30,831	17,760	230,027
社会 保険	介護保険事業	393,615	2,755		7,519	27,475	355,866
	国民健康保険事業	200,312	79,163			8,683	112,466
	小計	593,927	81,918	0	7,519	36,158	468,332
保健 衛生	高齢者医療事業	358,861	64,255			21,115	273,491
	病院事業	349,093			127,751	15,864	205,478
	疾病予防対策事業	52,687	2,719		19,211	2,204	28,553
	医療提供体制確保事業	1,479		800		49	630
	小計	762,120	66,974	800	146,962	39,232	508,152
合計		1,997,632	493,659	19,000	185,312	93,150	1,206,511